様式第27号(第45条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市長

出雲市消防長

出雲市消防本部

消防署長　　　　　　　　　印

代　執　行　令　書

所　在

名　称

用　途

　上記消防対象物については、　　　年　　月　　日付け第　　　　号をもって戒告しましたが、いまだ履行されていません。

　よって、行政代執行法第2条の規定により、代執行を次により行うこととしたので、この旨、行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、通知します。

　なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。

また、代執行により生ずる損害についてはすべて責任を負わないので、申し添えます。

1　代執行の期日　　　　　　年　　月　　日　午前　　時　　分から

2　代執行責任者(職・氏名)

3　代執行に要する費用の概算見積額　　金　　　　　　　円

4　代執行の内容

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。